

2015年市議会11月通常会議 請願

[請願第 14 号](#) 国民健康保険料の値上げ中止を求めることに関する請願

[請願第 15 号](#) 治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を政府に求める意見書提出についての請願

[請願第 16 号](#) 関西広域連合が国へ行った原子力防災対策に関する申し入れ事項が実行されないなかでは、高浜原発 3 号機、4 号機の再稼働をしないよう求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願

[請願第 17 号](#) 地方自治を尊重し、沖縄県辺野古新基地の建設を強行しないことを求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願

国民健康保険料の値上げ中止を求めることに関する請願

【紹介議員：共産党】

多くの市民の所得が伸びないなか、昨年4月の消費税増税や社会保障費の負担増、年金支給額の引き下げなどで国民健康保険に加入する中小業者や自営業者、年金生活者、非正規の若者などの暮らしはますますきびしくなっています。雇用も非正規労働者だけが伸びており、低所得化が加速しています。

2018年度から国民健康保険が都道府県単位化されます。全国知事会は高すぎる国民健康保険料を引き下げるための公費投入を国に求め、国は2015年度から低所得者対策として1,700億円、2017年度からさらに1,700億円を加えた3,400億円の財政支援を決めました。これは被保険者一人当たり、約1万円の財政改善効果で、大津市はおよそ4億円と見込んでいます。この財政支援を保険料引き下げに使い少しでも払いやすい保険料にすれば、収納率の向上と財政安定につながります。逆に、市が一般会計からの法定外繰り入れをなくしてしまえば保険料の引き下げや抑制はできません。

大津市の2015年度国民健康保険料は当初3.9%の2年連続大幅値上げが提案され、私たちは今年2月、値上げ中止を求める請願を提出しました。国保運営協議会でも委員から値上げ中止の意見が多数だされ、結果として2015年度の国保料は据え置かれました。ただ、昨年度の4.9%の値上げによる過去最高の国保料は継続され、所得200万円、40歳夫婦と子ども1人のモデル3人世帯で347,660円と県内では8番目に高くなっています。

さらに11月11日の国保運営協議会では、2016年度の国保料を3.9%引き上げ（上記モデル世帯で13,580円増）の予算要求案が示されました。これではますます生活は圧迫されて滞納世帯が増え、国保財政の悪化が懸念されます。

2015年3月末の大津市国民健康保険加入世帯54,182世帯のうち6,066世帯（11.2%）が何らかの滞納を抱えています。未納世帯の割合を所得階層別にみると、所得なしで12.6%、1～100万円未満で10.5%、100万～300万未満で11.4%であり、生活保護基準近くやそれ以下の低所得世帯にとって「払いたくても払えない」保険料です。国保は世帯人数が多いほど協会けんぽ等との保険料負担の格差が大きくなり、年収300万円以下の4人世帯では約2倍です。保険診療が受けられない資格証明書の発行は73世帯（2015年3月末）あり、資格証交付世帯で所得なしと所得100万円以下の世帯が21世帯もあります。短期保険証は3,021世帯で、保険料滞納を理由に短期保険証が届けられず市役所に留め置きされる世帯では事実上保険診療を受けられません。

そもそも国民健康保険法は第1条で「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とし、第4条で国保事業の運営の健全化を国と都道府県の責務としており、国保は単なる国民同士の助け合い事業ではありません。社会保障として実施されている国民健康保険事業ですが、高い保険料のために暮らしが圧迫され、これが払えないために医療を受ける権利すら侵害している事態は、本来の国民健康保険事業の目的にも逆行するものです。

社会保障としての国民健康保険事業を守り発展させるために、以下の諸項目について請願いたします。

請願事項

1. 2016年度の国民健康保険料の値上げを行わないでください。

請願者：大津市の国保をよくする会

治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を政府に求める意見書提出についての請願

【紹介議員：共産党】

1925年（大正14年）に制定され、その後改悪された治安維持法は、「国体を変革」し「私有財産制度を否認」する、すべての結社や個人の、言論と運動を「犯罪」とし、死刑をふくむ重罰に処することによって、国民の目・耳・口をふさいで絶対主義的天皇制を維持するとともに、国民を侵略戦争に駆り立てるための悪法でした。

治安維持法は敗戦とともに廃止されましたが、廃止までの20年余で逮捕されたものは、革新政党・労働組合はもとより、宗教団体をはじめ、果ては自由主義者まで数十万人にのぼり、検挙者数68,274人、拷問により虐殺された者は93人、獄死した者は400人余にのぼっています。

治安維持法に関連して逮捕投獄された滋賀県出身者・関係者には、著名な映画俳優であった東野英治郎、戦後衆議院議員として活動した江崎一治、同じく滋賀県議会議員として活動した奥野忠安はじめ、治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部が確認しているだけでも68名に及んでいます。

ドイツでは、「戦争及び人道に反する罪に対する時効不適用条約」にもとづいて、ナチスが行った数々の行為にかかわる戦犯を追及し、その被害者には国内外を問わず、謝罪をくり返し、被害補償を行っています。アメリカ政府は、上記条約を批准していませんが、戦争中の日系人強制収容については、謝罪と賠償を行なっています。

日本では、戦後、ポツダム宣言受諾ののち、治安維持法は廃止されましたが、何らの謝罪も被害補償もされず、今日にいたっています。

それには、歴代の日本政府が、過去の戦争について、侵略戦争であったかどうかは「歴史家の判断にゆだねられねばならない問題」などとして、侵略の事実を認めてこなかったことと一体化しています。

治安維持法制定以来、今年で90年を経過しますが、犠牲者もそれぞれ高齢に達していることにかんがみ、一刻も早く、①国が、治安維持法は悪法であったことを認めること、②国が、治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償をおこなうこと、③国が、治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること、等を内容とする「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）」の制定を、地方自治法第99条の規定に基き国に意見書を提出されるよう請願します。

請願者：治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟滋賀県本部

関西広域連合が国へ行った原子力防災対策に関する申し入れ事項が実行されないなかでは、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願

【紹介議員：共産党、チーム】

大津市は、国が定める原子力災害対策指針に基づくと、原子力発電所より概ね30km圏外の自治体であり、避難計画の策定を必要とされていませんが、福島原発事故の教訓から大津市も事故時のリスクを多大に負っていることが導き出され、原子力災害避難計画を策定されたところです。

関西電力は高浜原発3、4号機について、来年1月以降の再稼働を計画しており、再稼働の同意権は福井県と高浜町にあるとして、関西自治体の同意は必要ないという立場です。

しかし、ひとたび過酷事故が起これば関西全域に被害が及ぶことは明らかであり、同意が必要なのは立地自治体だけとの考え方では、周辺自治体の住民は到底納得できません。

関西広域連合は、昨年12月と今年4月に、「PAZ、UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との安全協定について、事業者に対し、立地自治体並みの内容とし、早急に締結するよう指導すること」「再稼働についての判断基準やリスクに関する責任は誰がどのように負うのか等、国の責任体制を明確にすること。このため、必要な法的枠組みを整備すること」「安全を第一義として川内原子力発電所における地元同意のプロセスによることなく、地域の実情に応じて対応すること」「実効性ある避難計画が早期に確定できるよう、必要な調整を行うこと」等の内容の申し入れを国に対して行っています。そして、この中で「これらが実行されないとすれば、高浜発電所の再稼働を容認できる環境にはない。」と表明しています。

しかし、この申し入れ事項は実行されていないのが現状です。原子力規制委員会は、自ら基準に適合すると判断する一方で「安全とは言っていない」と責任逃れをしています。避難計画についてはそもそも規制基準に含まれていません。また、「大津市原子力災害避難計画」は、避難バスの確保、避難経路、避難中継所の設置、広域での避難、要配慮者の避難先や方法、SPEEDIの活用等々、今後の課題が多く残されており、現時点で実効性のある避難計画とは言い難いものです。

大津市としても、市民の命・安全を守る立場から、原子力防災について関西広域連合とも足並みをそろえ大きなビジョンを持って取り組みを強めていただきたいと願っています。

以上から、大津市議会として国に対し、関西広域連合が国へ行った原子力防災対策に関する申し入れ事項が実行されないなかでは、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める旨の意見書を提出することを請願します。

請願者：市民4名

地方自治を尊重し、沖縄県辺野古新基地の建設を強行しないことを求める旨の意見書の提出を求めることに関する請願

【紹介議員：共産党】

日本全土の 0.6%の面積しかない沖縄に、在日米軍の専用施設の 74%が集中し、沖縄県民はこの米軍基地に苦しめられ続けています。

沖縄が、第二次世界大戦において本土防衛の捨て石とされ、総人口の 5 分の 1 にあたる 12 万人の民間人が地上戦で犠牲となり、戦争終結後も 1972 年の本土復帰まで 27 年間、米軍の軍政下に置かれてきたことを考え合わせれば、これ以上の犠牲を沖縄県民に押しつけることは許されません。

ところが、日本政府は、「世界一危険な基地」である普天間基地の返還のかわりであるとして、辺野古に新基地建設を決め、その工事を強行しています。

しかし、昨年 11 月の沖縄県知事選挙や衆議院議員選挙、名護市長選挙、同市会議員選挙、参議院議員選挙、沖縄県議会議員選挙と、ことごとく沖縄県民から明確に基地建設反対の声が示されています。また、昨年 12 月には、沖縄県議会が「県民の民意を尊重し、辺野古新基地建設断念を求める意見書」を可決しています。それにもかかわらず、政府は、沖縄県知事の辺野古埋め立て承認の取消決定を、来年施行の改正行政不服審査法では政府自身が禁止した国の私人へのなりすましという手段を使って、国交省に執行停止を命じさせ、国による代執行の手続きまで取ることを発表し、工事を強行しています。

いうまでもなく、日本国憲法の定める「地方自治の本旨」(92 条)は、「住民自治」(93 条)と「団体自治」(94 条)を核心とした、何人も犯すことの出来ない憲法原則です。しかし、現在の政府の手法は、選挙での民意で示された住民自治や、沖縄県や名護市の団体自治は、まるで存在しないかのような姿勢です。沖縄県の住民の同意なくして、どうして国が新たな米軍基地の建設を強行できるのでしょうか。これらを見捨てて基地建設を強行することは、日本国憲法の規定する「地方自治の本旨」を踏みにじるものです。

そして、これは本土のすべての自治体や議会にとって「明日はわが身」といえるものではないでしょうか。このような政府のやり方に、本土の自治体、議会が無関心や沈黙を決め込んではいらないと思います。

普天間基地も、もともと沖縄県民の土地を一方的に取り上げて作られたものです。それを返還するからと言って、どうして、ジュゴンやアオサンゴ、260 種以上の絶滅危惧種を含む多様な海洋生物が生息する辺野古・大浦湾を埋め立て、環境を無残にも破壊して、辺野古に新基地を建設しなければならないのでしょうか。

戦後 70 年間米軍基地に苦しめられた沖縄に、2 本の滑走路と 300 メートル近い岸壁が建設され、4 万トンを超える軍艦が接岸できる巨大で恒久的な新基地はいりません。

もはや、辺野古新基地に対する沖縄県の住民の意思は明確です。地方自治の本旨は住民意思を実現することであり、外交や安全保障も、その本質は国民の幸福を実現することであり、この根本にあるのはやはり住民の意思に他なりません。明確に示された住民意思を尊重すること抜きに地方自治の発展と住民の幸福を実現することが難しいことは明らかであります。

よって、大津市議会として、国に対し、沖縄県の民意と地方自治を尊重し、辺野古新基地の建設を強行しない旨の意見書を提出することを請願します。

請願者：市民 4 名